

職員の給与等に関する報告（意見）及び勧告に当たって（談話）

〔平成21年9月15日〕
埼玉県人事委員会
委員長 香川 實

本日、埼玉県人事委員会は、議会及び知事に対し、職員の給与等について勧告を行いました。

人事委員会勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員の給与その他の勤務条件を、社会一般の情勢に適応させる機能を有するものです。

本委員会では、本年も、職員及び県内の民間企業の従業員の給与等の実態を精緻に調査し、国や他の地方公共団体の状況などを踏まえて、職員の給与等について検討を行いました。

調査の結果、本年は、厳しい経済・雇用情勢が民間企業の給与に反映されたことを受けて、公務と民間の給与比較において、月例給、特別給のいずれも公務が民間を上回っていることが明らかになりました。

月例給については、本年4月時点で、職員給与が民間給与を755円（0.18%）上回っていることから、これに見合うよう職員の月例給の引下げ改定を行うことが適切であると判断いたしました。

期末・勤勉手当についても、民間事業所におけるボーナスの支給月数に見合うよう、引き下げる必要があると判断いたしました。

また、これらの改定に加えて、長時間労働を抑制し、労働者の健康確保や、仕事と生活の調和を図ることを目的とする労働基準法の改正を踏まえた所要の改定について報告しました。さらに、人事院勧告等を考慮し、自宅に係る住居手当の廃止と地域手当の制度完成についても勧告しています。

さらに、ワークライフバランスの推進を図るため、子育てや介護などに配慮した勤務条件の検討・整備について報告いたしました。

議会及び知事におかれましては、人事委員会勧告制度の意義や役割に深い理解を示された上で、本勧告等の内容を実施するために必要な措置をとられるよう要請します。

月例給、特別給のいずれも引下げという非常に厳しい勧告ではありますが、職員諸君においては、民間企業が直面している異例とも言える厳しい状況を理解し、行政サービスの一層の向上と効率化に努めるとともに、高い倫理観と使命感をもって、県民の期待と負託にこたえるよう全力を挙げて職務にあたることを希望します。

県民各位におかれましては、本委員会が行う勧告の意義とその内容について御理解いただきますようお願いいたします。